

第7期 定時株主総会招集ご通知

開催概要

日時

2025年6月27日（金曜日）

午前10時（開場：午前9時30分）

場所

ベルサール飯田橋駅前

東京都千代田区飯田橋 3丁目8番5号

住友不動産飯田橋駅前ビル1階

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額改定の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改
定、及び取締役（監査等委員である取締役及
び社外取締役を除く。）に対する業績条件付
株式報酬制度に係る報酬決定の件

株主の皆さまへ

株主・投資家の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは「つぎのアタリマエをつくる」をミッションに、事業及び組織の両面で革新的な仕組みを作り、それを広げていくことを目指しています。

当社グループは、2002年に「NP 後払い」の提供をスタートし、Buy Now, Pay Later (BNPL) のリーディングカンパニーとして日本国内の後払い決済市場を20年以上にわたりけん引してまいりました。

BtoC・BtoB、さらに海外においても、資金回収のリスクや手間を当社が負担することで、安全でスムーズな商取引を実現し、社会全体の生産性向上を図っています。

さて、当社グループは今期、期初に策定した計画を大幅に超過する利益を計上するに至ることができました。

これは、株主・投資家の皆さまをはじめ、関係各位からの多大なるご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

今後も、事業の一層の拡大と持続的な企業価値の向上に向けて、グループ一丸となり努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長
柴田 紳

証券コード 7383
2025年6月12日

株 主 各 位

東 京 都 千 代 田 区 麹 町 四 丁 目 2 番 地 6
株式会社ネットプロテクションズホールディングス
代表取締役社長 柴 田 紳

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.netprotections.com>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7383/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コード「7383」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。



本株主総会につきましては、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、書面又はインターネット等による議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月26日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後6時）までに議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル 1階 ベルサール飯田橋駅前
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定、及び取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績条件付株式報酬制度に係る報酬決定の件

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ ご来場にあたり、サポートが必要な場合は、事前に下記メールアドレスへご連絡くださいますようお願い申し上げます。
株式会社ネットプロテクションズホールディングス IR窓口
ir@netprotections.co.jp
 - ・ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いています。
 - ① 事業報告「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載しています事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した事業報告及び計算書類の一部です。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を各ウェブサイトに掲載し周知します。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

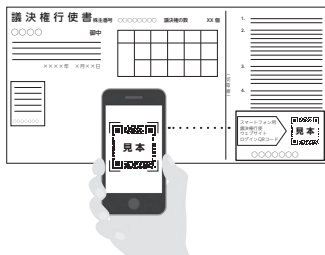
- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

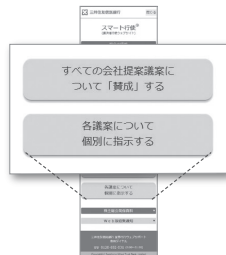
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

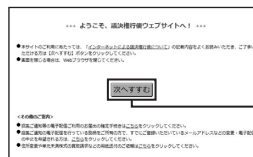
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

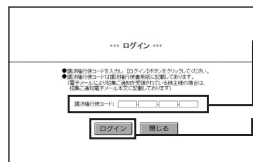
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

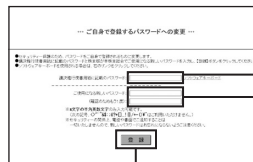
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しています。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りです。

候補者 番号	氏名	取締役候補者属性				現在の当社における 地位及び担当	前事業年度における 取締役会出席状況
1	柴田 紳	再任				代表取締役社長	100%（14/14回）
2	渡邊 一治	再任				取締役CFO	100%（14/14回）
3	秋山 瞬	再任				取締役	100%（10/10回）
4	山下 貴史	再任				取締役CIO	100%（10/10回）
5	江尻 裕一	再任		社外	独立	社外取締役	100%（14/14回）
6	中村 公美	新任	社外	独立		—	—
7	滝田 健太郎	新任	社外			—	—

（注）秋山瞬氏及び山下貴史氏の取締役会出席回数は、2024年6月28日の就任後に開催された取締役会を対象としています。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	 し ば た し ん 柴 田 紳 (1975年 8 月 1 日 生)	1998年 4 月 日商岩井(株)入社 2001年 5 月 I T X(株)入社 2001年11月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ テクションズ) 出向取締役 2004年 4 月 同 社 代 表 取 締 役 2004年 8 月 I T X(株)退社 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ テクションズ) 転籍 2018年 5 月 (株)ネットプロテクションズ代表取締役社長 (現任) 2018年 7 月 当 社 代 表 取 締 役 社 長 (現 任) 2021年 5 月 恩沛科技股份有限公司 董 事 長 2022年 2 月 同 社 董 事 (現 任)	3,230,761株
【取締役候補者とした理由】 当社グループ創業期以来、経営を指揮し、日本初のリスク保証型後払い決済「NP後払い」を創り 上げ、当社グループを後払い決済サービスのリーディングカンパニーへと成長させてまいりました。 当社グループの経営全般に関する経験と幅広い知見を有しており、同氏が持つ創業者としての理念 と、これまでグループを牽引してきたソートリーダーシップを活かし、グループのさらなる発展への 貢献が果たせるものと判断して、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	 わた な べ か ず は る 渡 邊 一 治 (1961年10月23日生)	1984年 4 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1994年10月 朝日アーサーアンダーセン(株)入社 2003年 6 月 (株)ディスコ入社 2009年11月 (株)スクウェア・エニックス入社 2013年 6 月 (株)スクウェア・エニックス・ホールディングス入社 CFO 2013年11月 (株)タイトー取締役 2018年 4 月 (株)スクウェア・エニックス取締役 2020年 7 月 (株)ネットプロテクションズ入社 執行役員CFO 2020年 7 月 当社 執行役員CFO 2021年 6 月 (株)ネットプロテクションズ取締役CFO（現任） 2021年 6 月 当社 取締役CFO（現任） 2024年 4 月 (株)NPファイナンス監査役 2025年 1 月 恩沛科技股份有限公司 董事（現任）	69,035株
【取締役候補者とした理由】 上場企業のCFO経験や公認会計士としての経営企画・会計に関する豊富な経験と見識を有しており、当社グループ入社以降、当社グループの資本政策を統括するとともに、会計全般の基盤構築等、グループの事業拡大を支えてまいりました。当社グループの経営全般に関する経験と幅広い知見を有しており、グループのさらなる発展への貢献が果たせるものと判断して、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	 あ き や ま し ゆ ん 秋 山 瞬 (1983年 1 月 12 日生)	2005年 4 月 (株)ジェイブレイン入社 2009年10月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ テクションズ) 入社 2011年 4 月 同社 人事総務グループゼネラルマネー ジャー 2015年 7 月 同社 人事グループゼネラルマネージャー 2015年10月 同社 セールスグループゼネラルマネー ジャー 2017年 4 月 同社 執行役員 2018年10月 (株)ネットプロテクションズ執行役員 2023年 1 月 当社 執行役員 2023年 1 月 (株)ネットプロテクションズ取締役 (現任) 2024年 6 月 当社 取締役 (現任)	112,682株
【取締役候補者とした理由】 当社グループ入社以降、人事労務・総務・法務等のコーポレート領域で、特に新卒採用・理念策 定・人事評価制度構築等に尽力し、グループの組織文化醸成を支えてまいりました。2013年より当 社グループの主事業であるNP後払いのセールスを牽引し、ECモール等の大口アカウント開拓をはじ め、ECパートナーや金融機関等多種多様なアライアンス連携を通じて、グループ各事業の成長に貢 献してまいりました。現在は、事業横断で営業・アライアンス領域を管掌しています。当社グループ の経営全般に関する経験と幅広い知見を有しており、グループのさらなる発展への貢献が果たせるも のと判断して、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	 や ま し た た か し 山 下 貴 史 (1974年7月23日生)	1999年 4 月 エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア(株) (現 NTTテクノクロス(株)) 入社 2006年 6 月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシ アム(株) (現(株)Hakuhodo DY ONE) 入社 2009年12月 同社 e-ビジネス本部システム開発部マネ ージャー 2011年 6 月 (株)アド・プロ取締役 2012年 4 月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシ アム(株) (現(株)Hakuhodo DY ONE) e-ビ ジネス本部シニアマネージャー 2014年 5 月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ テクションズ) 入社 2017年 4 月 同社 ビジネスアーキテクトグループゼネ ラルマネージャー 2021年 3 月 (株)ネットプロテクションズ執行役員 2021年 3 月 当社 執行役員 2022年 1 月 恩沛科技股份有限公司 監察人 (現任) 2023年 1 月 (株)ネットプロテクションズ取締役 2024年 4 月 (株)NPファイナンス取締役 (現任) 2024年 5 月 (株)ネットプロテクションズ取締役CIO (現 任) 2024年 5 月 当社 執行役員CIO 2024年 6 月 当社 取締役CIO (現任) 2025年 4 月 Công ty TNHH Net Protections Vietnam Chairman (現任)	43,103株
【取締役候補者とした理由】 幅広いITサービス開発経験と開発部門統括の経験を有しており、当社グループ入社以降、主力サー ビスの開発及びエンジニア主導の開発体制構築等に尽力し、グループの事業拡大を支えてまいりまし た。近年は人事労務、総務、法務、情報システム等のコーポレート領域を主軸とし、中途人材の積極 採用及び組織文化との融合といった人事施策をはじめとして、グループ全体のリスク管理やガバナン スを統括し、サステナビリティ領域も管掌しています。当社グループの経営全般に関する経験と幅広 い知見を有しており、グループのさらなる発展への貢献が果たせるものと判断して、引き続き選任を お願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	 え じ り ゆ う い ち 江 尻 裕 一 (1966年1月1日生) 社外	1988年 4 月 住友商事(株)入社 1998年11月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社 2008年 2 月 台湾樂天市場股份有限公司董事・總經理 2011年 5 月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 執行役員 2014年11月 Rakuten Asia Pte. Ltd. Director & COO 2016年 7 月 Taiwan Japan Industrial Collaboration Promotion Office Special Advisor 2017年 2 月 アクセラパートナーズ(株) (現(株) yamanoha) 代表取締役 (現任) 2021年 2 月 (株)よきとも代表取締役CEO (現任) 2023年 6 月 当社 社外取締役(現任)	20,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営者としての長年の経験、及びグローバル経営に関する見識を当社経営に反映し、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	 な か む ら く み 中 村 公 美 (1970年7月4日生) 社外	1993年 4 月 安田火災海上保険(株)(現損害保険ジャパン(株))入社 2002年11月 (株)KPMG FAS入社 2005年11月 アントキャピタルパートナーズ(株) プライベート・エクイティ投資グループ ディレクター 2013年 7 月 (株)LIXILグループ (現(株)LIXIL) 新規事業開発室長 2017年 8 月 日本コカ・コーラ(株) M&A,コンペティティブインテリジェンス,システムエコノミクス統括部長 2018年 9 月 ユナイテッド(株)執行役員 経営管理本部管掌 2021年 1 月 日本板硝子(株)執行役員 CCPO(最高経営企画責任者)経営企画統括部長 2023年 4 月 同社 執行役CCDO (最高事業開発責任者)コーポレート事業開発統括部長 2024年 3 月 ビアメカニクス(株)社外取締役 (現任) 2024年 6 月 (株)ティーガイア社外取締役 2024年12月 (株)LIFULL社外取締役 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 経営企画及びファイナンスに係る豊富な経験及び高い見識を当社経営に反映し、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待しています。			
7	 た き た けんたろう 滝 田 健 太 郎 (1975年6月18日生) 社外	2004年12月 リコーリース株式会社 入社 2019年10月 同社 事業開発本部 環境・エネルギー営業部長 2024年 4 月 同社 執行役員 経営管理本部 経営企画部長 2025年 4 月 同社 執行役員 経営管理本部長 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 事業経営及び経営管理に係る豊富な経験及び高い見識を当社経営に反映し、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待しています。なお、滝田健太郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。			

- (注) 1. 江尻裕一氏は株式会社yamanohaの代表取締役であり、当社グループと当社との間には営業取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外印は、社外取締役候補者です。
3. 江尻裕一氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、江尻裕一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、中村公美氏及び滝田健太郎氏が取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は各候補者の任期途中の次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
7. 「旧ネットプロテクションズ」と表記しました会社は、2018年5月に、現株式会社ネットプロテクションズ(旧商号株式会社NPホールディングス)と合併し、消滅しています。
8. 当社は、江尻裕一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。なお、同氏は株式会社yamanohaの代表取締役であり、当社グループと当社との間には営業取引がありますが、同社と当社グループの取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響はないものと判断しています。
9. 中村公美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役に就任した場合は、同氏を独立役員とする予定です。
10. 当社は、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しています。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役のうち1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りです。

氏名	取締役候補者属性	現在の当社における 地位及び担当	前事業年度における 取締役会出席状況
石井 隆一	再任 社外 独立	監査等委員である社外取締役 指名・報酬委員長	100% (14/14回)

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
 石井 隆一 (1965年5月31日生) 社外	1989年4月 (株)ブリヂストン入社 1995年1月 Bridgestone/Firestone Inc., 入社 2000年1月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社 2008年8月 So-net Entertainment Taiwan CEO 2014年1月 ソネット(株) (現ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 代表取締役社長 2014年1月 ソネットメディアネットワークス(株) (現SMN(株)) 社外取締役 2016年6月 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)取締役EVP 2017年1月 ソネットメディアネットワークス(株) (現SMN(株)) 代表取締役社長 2021年6月 SMN(株)代表取締役会長 2023年1月 アークシステムワークス(株)社外取締役 (現任) 2023年2月 ギリア(株)顧問 2023年3月 クオインタムリープ(株)パートナー (現任) 2023年4月 クオインタム・リープ・グロース・イニシアティブ(株) 代表取締役社長Co-Founder (現任) 2023年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年9月 (株)ブレインパッド社外取締役 (現任) 2024年6月 (株)ティーガイア社外取締役	10,000株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 上場会社経営者としての経験、及びグローバル経営、IT、通信、広告等幅の広い見識を当社経営に反映し、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待しています。		

- (注) 1. 石井隆一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石井隆一氏は、社外取締役候補者です。
3. 石井隆一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、石井隆一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。石井隆一氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
6. 当社は、石井隆一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
7. 当社は、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しています。

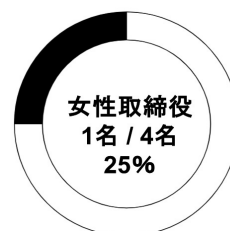
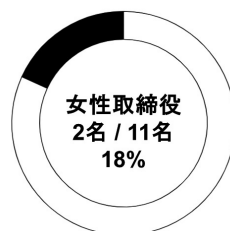
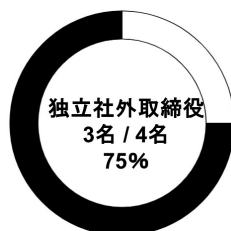
【ご参考：取締役候補者に特に期待するスキル（本総会において各候補者が選任された場合）】

取締役会（独立性）

監査等委員会（独立性）

取締役会（女性割合）

監査等委員会（女性割合）



	属性情報			成長をけん引するスキル				成長を支えるスキル			
	独 立	社 外	監査等 委員	ミッシ ョンの理解	ファシリテーター型 リーダーシップ	企業 経営	金融・決済 ビジネス	テクノ ロジー	グローバ ル ビジネス	財務・ 会計	コーポレートガバナ ンス・コンプライアンス
柴田 紳				○	○	○	○				○
渡邊 一治				○	○		○			○	○
秋山 瞬				○	○		○				
山下 貴史				○	○		○	○			○
江尻 裕一	○	○		○	○	○			○		
中村 公美	○	○		○		○				○	○
滝田 健太郎		○		○			○				○
中野 功一	○	○	○	○						○	○
佐藤 有紀	○	○	○	○			○		○		○
石井 隆一	○	○	○	○		○		○	○		○
市川 雄介		○	○	○		○				○	○

※上記の一覧は取締役が有するすべての専門性、経験を示すものではありません。

スキル名	定義
ミッションの理解	当社ミッションを理解している
ファシリテーター型リーダーシップ	ファシリテーター型リーダーシップ（組織において中立的な立場をとりメンバーから意見を引き出すように働きかけるリーダーシップ）に係る知識・経験・スキルを有する
企業経営	代表取締役の経験、及び経営に関する俯瞰的視点を有する
金融・決済ビジネス	金融・決済の業界又は事業に係る知識・経験を有する
テクノロジー	テクノロジーに係る知識・経験・スキルを有する
グローバルビジネス	グローバルビジネスに係る知識・経験・スキルを有する
財務・会計	財務・会計に係る知識・経験・スキルを有する
コーポレートガバナンス・コンプライアンス	コーポレートガバナンス・コンプライアンスに係る知識・経験・スキルを有する

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2019年6月21日開催の当社第1期定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき今日に至っています。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）に対し、企業価値の持続的な向上を図るより高いインセンティブを与えると共に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の改定及び事後交付型の業績条件付株式報酬制度の導入を含む報酬体系の見直しを図っています。これに加え、経済情勢の変化等も鑑み、取締役の報酬額を年額3億円（うち社外取締役分は50百万円）以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

2022年5月30日開催の取締役会において事業報告34頁に記載の通り取締役の個人別報酬等の決定方針を定めていますが、2025年5月29日開催の取締役会において、本議案及び第4号議案が原案通り承認可決されることを条件として、事業報告35頁に記載の通り改定することを決議しています。本議案は、当該方針に沿った内容の報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっており、相当なものであると判断しています。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定、及び取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績条件付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額は、2019年6月21日開催の当社第1期定時株主総会において年額2億円以内、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は年額1億円以内と決議しています。また、当該報酬枠とは別枠で、2022年6月29日開催の当社第4期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等（以下、譲渡制限付株式を交付する制度を、「譲渡制限付株式報酬制度」という。）として支給する金銭報酬債権の額を年額12百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年24,000株以内とし、譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間を制度の対象となる取締役が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社取締役会で定める地位のいずれも喪失した日までとすること、株式の交付に際しては当社から金銭報酬債権を支給しそれを現物出資させることにより株式の発行又は処分を行うこと等につき、決議しています。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、以下の通り新たに業績条件付株式報酬制度を導入し、また、譲渡制限付株式報酬制度について改定することにつき、ご承認をお願いするものです。

1. 業績条件付株式報酬制度（新規導入）（詳細は後記Ⅰの通り）

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役（業績条件付株式報酬）」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することを目的として、上記取締役の報酬等及び改定される譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬とは別枠で、対象取締役（業績条件付株式報酬）に対して、新たに事後交付による株式報酬制度（以下「業績条件付株式報酬制度」という。）を導入すること

2. 新譲渡制限付株式報酬制度（既存の譲渡制限付株式報酬制度の改定）（詳細は後記Ⅱの通り）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより強めるとともに、当社の取締役と株主の皆さまとのより一層の価値共有を進めることを目的として、上記取締役の報酬等及び業績条件付株式報酬制度に係る報酬とは別枠として、既存の譲渡制限付株式報酬制度について、付与対象者の拡大、報酬枠の増枠、譲渡制限期間等を変更する改定（以下改定後の譲渡制限付株式報酬制度を、「新譲渡制限付株式報酬制度」という。）をすること

【本議案に基づく報酬の付与が相当であると判断する理由】

(1)業績条件付株式報酬制度及び新譲渡制限付株式報酬制度の導入目的は、上記に記載の通りであること。

(2)業績条件付株式報酬制度及び新譲渡制限付株式報酬制度に係る年間の上限株式数が、発行済株式総数に占める割合は僅少であり、その希釈化率は軽微であること。

(3)当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、第3号議案及び本議案が原案通り可決承認されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を事業報告35頁に記載の通り改定することとしており、業績条件付株式報酬制度及び新譲渡制限付株式報酬制度は当該改定後の方針に沿ったものであること。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

新たに導入する業績条件付株式報酬制度及び新譲渡制限付株式報酬制度の概要は、それぞれ以下の通りです。

I 業績条件付株式報酬制度の基本的な仕組み

1. 株式の交付及び金銭支給の条件

当社は、3事業年度以上（当該期間中に対象取締役となる者については1事業年度以上）で当社の取締役会が定めた期間（以下「業績評価期間」という。）における業績目標及び対象取締役（業績条件付株式報酬）の役位別の基準交付株式数を設定し、以下の条件が成就した場合に、業績評価期間終了後に、各対象取締役（業績条件付株式報酬）に対して、当社株式を交付し、一部を金銭で支給します。

〔業績条件〕

当社の取締役会があらかじめ定めた業績評価期間における業績目標を達成すること。業績目標は、当社の株式の市場価格の状況を示す指標（TSR等）を中心とし、売上高の状況を示す指標（GMV等）、利益の状況を示す指標（税引前当期純利益等）を組み合わせる等その他当社の取締役会が決定した指標とします。

〔勤務条件〕

対象取締役（業績条件付株式報酬）が、当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあること。

〔権利喪失事由の不存在〕

法令又は社内規則の違反その他の株式交付を受ける権利を喪失させることが相当である事由として

当社の取締役会で定める事由に該当していないこと。

2.株式交付の方法及び上限

業績条件付株式報酬制度に基づく株式の発行又は処分は、対象取締役（業績条件付株式報酬）に対し、①金銭の払込みもしくは現物出資財産の給付を要せずに、又は、②対象取締役（業績条件付株式報酬）に交付される株式数に係る払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与して対象取締役（業績条件付株式報酬）が当該金銭報酬債権を現物出資することにより行うものとし、これにより当社が発行又は処分する当社株式の総数は、年500,000株以内とします。また、業績条件付株式報酬制度に基づき支給される金額の総額は、年2億円以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

3.その他の条件

上記1.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役（業績条件付株式報酬）が当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他の当社取締役会で定める地位を喪失した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に算定する額の株式又は金銭を支給することができるものとします。

Ⅱ 新譲渡制限付株式報酬制度について

1. 譲渡制限付株式報酬制度の改定の内容

(1)当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と同様の目的から、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役も付与対象者とする（以下新譲渡制限付株式報酬制度の対象者を総称して「対象取締役（新譲渡制限付株式報酬）」という。）。

(2)既存の譲渡制限付株式報酬制度における報酬枠から増額（増加）すること。具体的には、本議案に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間90,000株（うち社外取締役は15,000株）以内、その金額は年額30百万円（うち社外取締役分は5百万円）以内とし、監査等委員である取締役については、それぞれ、年間15,000株以内、年額5百万円以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

(3)譲渡制限期間について、3年以上で当社の取締役会が定める期間とすること。

(4)株式の交付は、①金銭の払込みもしくは現物出資財産の給付を要せずに、又は、②対象取締役（新譲渡制限付株式報酬）に交付される株式数に係る払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与して対象取締役（新譲渡制限付株式報酬）が当該金銭報酬債権を現物出資することにより行うこと。

2. 各取締役への具体的な配分及びその時期

各取締役への具体的な配分及びその時期については、取締役会（監査等委員である取締役に対しては監査等委員による協議）によって決定することとします。

3. 対象取締役との契約

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与にあたっては、当社と対象取締役（新譲渡制限付株式報酬）との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約、（以下「本割当契約」という。）を締結します。

(1)取締役は、3年以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)当社は、取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)当社は、譲渡制限期間中に、取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7)上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当然に無償で取得する。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の業績は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減率
	百万円	百万円	%
営業収益	20,844	23,032	10.5
営業利益又は損失（△）	△627	2,103	－
税引前利益又は損失（△）	△820	2,139	－
親会社の所有者に帰属する当期利益 又は損失（△）	△828	1,350	－

当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていませんが、可能な範囲で以下の区分で経営指標を開示しています。

	区分名称	対象サービス名称
BtoC取引向けサービス	BtoCサービス_NP後払い他	NP後払い、NP後払いair、AFTEE等
	BtoCサービス_atone	atone
BtoB取引向けサービス	BtoBサービス	NP掛け払い

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
	百万円	百万円	%
GMV (non-GAAP)	565,987	641,950	13.4
BtoCサービス_NP後払い他	351,547	353,716	0.6
BtoCサービス_atone	27,040	39,966	47.8
BtoBサービス	187,399	248,267	32.5
営業収益	20,844	23,032	10.5
BtoCサービス_NP後払い他	15,763	16,576	5.2
BtoCサービス_atone	1,416	1,864	31.6
BtoBサービス	3,664	4,591	25.3
－その他営業収益	531	593	11.8
売上収益	20,313	22,438	10.5
－請求関連費用 (non-GAAP)	8,326	8,036	△3.5
－貸倒関連費用 (non-GAAP)	3,781	3,478	△8.0
－その他決済に係る 費用 (non-GAAP)	410	440	7.3
売上総利益 (non-GAAP)	7,795	10,483	34.5
BtoCサービス_NP後払い他	5,620	7,624	35.7
BtoCサービス_atone	368	485	31.6
BtoBサービス	1,805	2,373	31.4
－販売管理費及び その他営業費用 (non-GAAP)	8,954	8,973	0.2
営業損益	△627	2,103	－
＋減価償却費・償却費	1,577	1,629	3.3
＋株式報酬費用	9	5	△44.0
＋固定資産除却損	28	8	△70.8
＋減損損失	48	－	△100.0
EBITDA (non-GAAP)	1,037	3,747	261.3

(注) 当社は投資家にとって当社グループの業績を評価するために有効であると考える指標として、当社が適用する会計基準である国際会計基準（以下「IFRS」という。）において規定されていないnon-GAAP指標を追加的に開示しています。

non-GAAP指標	指標の内容
GMV	当社グループ決済サービスの流通取引総額
請求関連費用	回収手数料+請求書発行手数料。主に請求1件あたりに発生する費用
貸倒関連費用	貸倒引当金繰入+貸倒損失+債権売却損。主に請求金額に対して割合で発生する費用
その他決済に係る費用	与信費用、NPポイント費用等、その他決済の提供に必要な費用
売上総利益	売上収益－（請求関連費用+貸倒関連費用+その他決済に係る費用）
販売管理費 及びその他営業費用	営業費用－（請求関連費用+貸倒関連費用+その他決済に係る費用）
EBITDA	営業利益+（減価償却費・償却費+株式報酬費用+固定資産除却損+減損損失－減損損失戻入益）

当社グループの加盟店数は数万社にわたるため、特定加盟店への依存度が低い一方で、マクロ環境の変化を通じたEC・決済市場への影響を受けやすい事業構造となっています。

（GMVについて）

当連結会計年度において、GMVは前期比13.4%増の641,950百万円（BtoCサービス_NP後払い他は同0.6%増の353,716百万円、BtoCサービス_atoneは同47.8%増の39,966百万円、BtoBサービスは同32.5%増の248,267百万円）となりました。

BtoCサービス_NP後払い他における要因は以下の通りです。

- ・NP後払いにおいては、サービスに占める割合が大きい、美容・健康・ファッション業界において、GMVの積み上げは限定的でした。第1四半期については健康食品に関する報道による既存加盟店のGMVの減少の影響を受けましたが、第2四半期以降は解消しています。なお、一部の販売方法に問題がある特定加盟店においては、それを是正した結果、GMVが減少しました。
- ・役務・サービス分野向けBNPL決済であるNP後払いairサービスは、全国の請求業務のDXニーズにより、GMVが大きく伸長しました。
- ・海外で提供しているBNPL決済であるAFTEEサービスにおいても、GMVが大きく伸長しました。

BtoCサービス_atoneにおける要因は以下の通りです。

- ・前期までに営業体制の強化を完了し、加盟店獲得に注力した結果、当期に新規稼働した加盟店によって、GMVが伸長しました。
- ・アパレル・エンタメなどの既存加盟店において、購入者による利用が拡大したことでGMVが増加しました。
- ・また、総合ECモールを中心とした既存加盟店において、つど後払いの追加提供やキャンペーンなどの施策が貢献し、GMVが伸長しました。

- ・EC市場だけでなく、アプリ専用カード（アプリ専用カードは、atoneのアプリ内で使えるJCBと連携したバーチャルカードです。）の利用や実店舗での利用も徐々に拡大しており、市場の開拓が進んでいる状況です。

BtoBサービスにおける要因は以下の通りです。

- ・前期から引き続き、広告・広告制作などの大手加盟店を中心とした既存加盟店でサービスの利用が拡大したこと等によって、GMVが伸長しました。
- ・また、大型の新規店が第3四半期から稼働し、GMVが伸長しました。
- ・加えて、これまでのマーケティングへの先行投資から得たノウハウを活用した、サービス認知拡大施策による新規加盟店獲得が順調であり、今後のGMVの伸長に継続的に寄与する見込みです。

（営業収益について）

当連結会計年度において、営業収益は前期比10.5%増の23,032百万円（BtoCサービス_NP後払い他は同5.2%増の16,576百万円、BtoCサービス_atoneは同31.6%増の1,864百万円、BtoBサービスは25.3%増の4,591百万円）となりました。

BtoCサービス_NP後払い他における要因は以下の通りです。

- ・「NP後払い」において、24年7月に延滞事務手数料の加算を開始したことにより、GMVに対する営業収益率が上昇しました。
- ・手数料率が低い大手加盟店が伸長し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・平均請求単価が上昇したことにより、請求1件あたりに占める「請求書発行・郵便料金」の割合が相対的に低下し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・郵便料金の値上げに伴い、24年10月1日より紙請求書発行手数料を値上げしましたが、より手数料が低い電子請求書の利用率が増加していることにより、GMVに対する営業収益率は低下しました。
- ・なお、紙請求書発行手数料の改定は郵便料金の値上げによる原価上昇と相殺されるため、売上総利益率への貢献は限定的です。電子請求書の利用増加については郵送費用の削減効果の方が大きいため、売上総利益率に貢献します。

BtoCサービス_atoneにおける要因は以下の通りです。

- ・手数料率が低い大手加盟店が伸長し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・平均請求単価が上昇したことにより、請求1件あたりに占める「請求書発行・郵便料金」の割合が相対的に低下し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・また、今期実施された一部のキャンペーン施策のうち、売上値引に相当するキャンペーンが実施されたことにより、GMVに対する営業収益率が低下しました。

BtoBサービスにおける要因は以下の通りです。

- ・手数料率が相対的に低い大手加盟店が伸長し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・平均請求単価が上昇したことにより、請求1件あたりに占める「請求書発行・郵便料金」の割合が相対的に低下し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・請求書発行手数料が低い電子請求書の利用件数が増加し、GMVに対する営業収益率が低下しました。
- ・なお、電子請求書の利用増加については郵送費用の削減効果の方が大きいため、売上総利益率の上昇に貢献します。
- ・2023年7月に開始した「NP掛け払い 請求書カード払い」サービス、2024年10月に開始した「NPハンディレンディング」サービス等、決済から派生したファイナンスサービスを充実させることで、決済手数料以外の収益を獲得していく方針です。

(売上総利益について)

当連結会計年度において、売上総利益は前期比34.5%増の10,483百万円（BtoCサービス_NP後払い他は同35.7%増の7,624百万円、BtoCサービス_atoneは同31.6%増の485百万円、BtoBサービスは31.4%増の2,373百万円）となりました。

GMV、営業収益に関する分析は前述の通りであるため、以下は主に原価による影響の記載となります。

BtoCサービス_NP後払い他における要因は以下の通りです。

- ・前期より取り組んでいる与信改善施策により、債権の回収状況の良化及び回収時期が早期化した結果、GMVに対する貸倒関連費用及び請求関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。
- ・また、24年7月より延滞事務手数料の加算を開始し、ユーザーからの回収が早期化した結果、貸倒引当金の見積額が低下し、GMVに対する貸倒関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。

BtoCサービス_atoneにおける要因は以下の通りです。

- ・債権の回収状況の良化及び回収時期の早期化により、GMVに対する貸倒関連費用及び請求関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。
- ・GMVに対して収納費用等の原価を圧縮した結果、売上総利益率が上昇しました。
- ・また、今期実施された一部のキャンペーン施策のうち、売上値引に相当するキャンペーンが実施されたことにより、GMVに対する売上総利益率が低下しました。

BtoBサービスにおける要因は以下の通りです。

- ・ 前期において、NP掛け払いの主要ユーザーである中小零細事業者を取り巻く環境が悪化し、支払遅延の発生率が上昇しました。この状況を考慮し、当期は貸倒引当金を積み増しているため、当連結会計年度におけるGMVに対する貸倒関連費用の割合が増加しました。
- ・ なお、前期は市況悪化を受けて与信のチューニングや督促の組み替え等の与信改善施策を推進しました。この施策の効果により、債権の回収状況が徐々に良化し、第3四半期以降は、GMVに対する貸倒関連費用の割合が前期比で改善しています。
- ・ また、債権の回収状況の良化により、GMVに対する請求関連費用の割合が低下し、売上総利益率が上昇しました。

(営業利益、EBITDAについて)

当連結会計年度において、営業利益は2,103百万円（前期は△627百万円）、EBITDAは3,747百万円（前期比261.3%増）となりました。要因は以下の通りです。

- ・ 与信改善施策を推進した結果、前期に比較して、GMVに対する貸倒関連費用及び請求関連費用等の原価の割合が減少しました。
- ・ また、業務効率化を推進した結果、前期に比較して、GMVに対する販売管理費の割合が減少しました。

当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。また、本事業報告において「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

② 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第4期 (2022年3月期)	第5期 (2023年3月期)	第6期 (2024年3月期)	第7期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	18,665	19,330	20,844	23,032
営 業 利 益 又 は 損 失 (△) (百万円)	897	△404	△627	2,103
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円) 又 は 損 失 (△)	235	△443	△828	1,350
基本的1株当たり 当 期 利 益 又 は (円) 損 失 (△)	2.62	△4.59	△8.55	13.86
資 産 合 計 (百万円)	53,037	55,404	60,279	70,848
資 本 合 計 (百万円)	18,642	18,467	17,780	19,229

(注) 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しています。
1株当たり情報は、第4期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ネットプロテクションズ	100百万円	100.00% (128,630株)	決済ソリューション事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、以下の通りです。

特定完全子会社の名称	株式会社ネットプロテクションズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区麹町4丁目2-6 住友不動産麹町ファーストビル5階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	7,893,334千円
当社の総資産額	17,581,175千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「つぎのアタリマエをつくる」をミッションに事業及び組織の両面で革新的な仕組みづくりを目指し、決済ソリューション事業を展開する企業として、BtoC取引向けサービスである「NP後払い他」及び「atone」並びに、BtoB取引向けサービスである「NP掛け払い」のサービス構築及び普及を目指し、下記の課題に全社一体となって取り組んでまいります。

① 収益基盤の拡大

積み上げ型のビジネスを展開する当社グループにとって、加盟店の獲得及びサービスの稼働促進を実現し、収益基盤を拡大させることは、業容の拡大を目指す上で継続的かつ重要な課題です。各サービスの進捗及び今後の注力課題は以下の通りです。

・ NP後払い他

「NP後払い他」は当社グループで最も利益貢献の大きいBtoC事業です。2025年3月期では、与信改善に加え、購入者への延滞事務手数料の加算を開始したことでさらに安定的に利益を創出することができる体制となりました。

今後は、この状態を維持しつつ、「NP後払い」にて通販各社の自社後払いからの切替の他、「AFTEE」にて海外市場の開拓、「NP後払いair」にて住宅設備機器修理、リフォーム、家電修理、ガス機器販売、家事代行、ハウスクリーニングなど様々な業界に対応した請求業務のDX化の推進に貢献することを目指し、柔軟な決済サービスの開発や、加盟店の拡大に努めます。

・ atone

「atone」は、BtoC事業におけるGMVの成長ドライバーと位置づけており、EC物販市場に加えて、デジタルコンテンツなどのEC非物販市場や実店舗市場でのBNPL決済ニーズの獲得に注力し、サービスを展開しています。バーチャルカード機能、会員登録なしで利用可能な「つど後払い」機能、ショップ・キャンペーン・ポイントの三つの情報を集約したポータルサイト「atone shops」など、継続的に利用者及び利用シーンの拡大に注力してまいりました。

2026年3月期は、ポイント還元率がより高く、分割払いも利用可能な「atoneプラス」のリリースを予定している他、新規加盟店にとってサービスの導入障壁を下げるができるECプラットフォームへのシステム連携等を行うことで効率的に新規加盟店の獲得を進めてまいります。

・NP掛け払い

BtoB取引向けサービスである「NP掛け払い」は、EC事業者、卸売り・業務用販売商品を取り扱う事業者、大手企業からITベンチャーなど様々な業種・規模のBtoB決済での様々なニーズに応えられる決済サービスの構築に注力してきました。その結果、現在の「NP掛け払い」は、加盟店それぞれの月次締め日及び支払日に対応できるソリューションを提供しています。2025年3月期においては、労働人口減少という構造的な問題や働き方改革などの潮流により、回収リスクも含めて請求関連業務を一気通貫で扱える「NP掛け払い」に対するニーズが強まり、リード案件及び加盟店の獲得が加速しました。

2026年3月期においても、この状況を追い風とし、戦略的な営業やサービス開発を行って大手企業からの受注を獲得することでGMVを成長させていきます。

② 独自与信システムの深化

当社グループでは、少額決済に特化した独自の与信システムを構築してきました。過去から蓄積した膨大な取引データの活用及び各事業で得たノウハウを相互に取り入れることでより優れた与信モデルを生み出すことが可能となり、高い与信通過率と低い未回収（貸倒れ）率を両立しています。今後も、高い与信通過率、低い未回収率を維持しつつ、与信精度向上を図り、様々な業種業態に最適な与信を行えるよう、継続した改善を加えてまいります。

③ セキュリティ及びガバナンスの強化

当社グループは、提供サービスを通じて個人情報をはじめとした重要な情報資産を多く取り扱っているため、情報セキュリティ及びガバナンスの強化が重要であると考えています。現在においても、情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理するなど情報保護については万全の注意を払っていますが、今後も社内教育・研修の実施の他、システムの強化・整備を実施してまいります。

④ 人材の高度化

当社グループは、高いサービス品質を維持・向上させながら各事業領域での成長を目指すべく、人材の高度化に注力しています。今後もティール組織の実践企業として、社員が自分らしく働ける文化や風土を実現しながら、多岐にわたる経歴をもつ優秀な人材を積極的に採用し事業成長速度を加速させてまいります。

(5) 当社グループの主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 な 事 業 内 容
決済ソリューション事業	BtoC取引向けサービス NP後払い / NP後払いair / atone / AFTEE 等 BtoB取引向けサービス NP掛け払い

(6) 当社グループの主要拠点等 (2025年3月31日現在)

当 社	本社	東京
子会社	株式会社ネットプロテクションズ	東京、京都、福岡
	恩沛科技股份有限公司 (NP Taiwan, Inc.)	台北
	Công ty TNHH Net Protections Vietnam (Net Protections Vietnam Co., Ltd.)	ホーチミン
	株式会社NPファイナンス	東京

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
336名	3名増	31.5歳	3年10か月

(注) 従業員数は就業人員です。臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含む。）は含んでいません。

② 当社の従業員の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
16名	2名増	37.4歳	1年11か月

(注) 従業員数は就業人員です。臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含む。）は含んでいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

当社子会社の株式会社ネットプロテクションズにおいて以下の借入があります。

借入先	タームローン借入残高
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行	5,000百万円

借入先	コミットメントライン借入残高
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行	4,000百万円

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとした5金融機関による協調融資によるものです。
2. 借入額は共に2025年3月31日時点の残高です。
3. 当社は当該借入に対して債務保証を行っています。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社ネットプロテクションズが提供する「NP掛け払い」サービスの購入企業に向けたレンディングサービスを提供することを目的に、株式会社ネットプロテクションズは、2024年4月、100%出資の子会社として株式会社NPファイナンスを設立しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 345,300,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 99,306,627株

（注）2025年4月1日から2025年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式の総数が9,000株増加しています。

③ 株主数13,748名（前事業年度末比933名増）

④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
リコーリース株式会社	10,858,000	10.93
投資事業有限責任組合 アドバンテッジパートナーズV号	10,586,800	10.66
株式会社ジェーシービー	8,737,000	8.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	7,360,200	7.41
AP Cayman Partners Ⅲ- I , L.P.	6,702,300	6.75
株式会社 S B I 証券	5,054,512	5.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,697,100	3.72
AP Cayman Partners Ⅲ, L.P.	3,620,700	3.65
柴田紳	3,230,761	3.25
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO	3,059,900	3.08

（注）1. 当社は、自己株式を保有していません。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数は、同行の信託業務に係るものです。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下の通りです。

	株式数	交付対象者数
譲渡制限付株式報酬	普通株式 23,999株	4名

上記は、当社が当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対して譲渡制限付株式報酬として普通株式を交付したものです。

(2) 会社役員の状況

① 当社の会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	柴 田 紳	株式会社ネットプロテクションズ 代表取締役社長 恩沛科技股份有限公司 董事
取 締 役 C F O	渡 邊 一 治	株式会社ネットプロテクションズ 取締役CFO 恩沛科技股份有限公司 董事
取 締 役	秋 山 瞬	株式会社ネットプロテクションズ 取締役
取 締 役 C I O	山 下 貴 史	株式会社ネットプロテクションズ 取締役CIO 恩沛科技股份有限公司 監察人 株式会社NPファイナンス 取締役
取 締 役	藤 沢 久 美	株式会社国際社会経済研究所 理事長 株式会社しずおかフィナンシャルグループ 社外取締役
取 締 役	江 尻 裕 一	株式会社yamanoha 代表取締役 株式会社よきとも 代表取締役CEO
取 締 役	永 井 良 二	リコーリース株式会社 執行役員 BPO本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 野 功 一	株式会社ネットプロテクションズ 監査役 株式会社NPファイナンス 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 藤 有 紀	弁護士法人創・佐藤法律事務所 代表弁護士 トパーズ・リージョナル・パートナーズ株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 井 隆 一	クオインタムリープ・グロース・イニシアティブ株式会社 代表取締役社長Co-Founder アークシステムワークス株式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	市 川 雄 介	株式会社アドバンテッジパートナーズ パートナー 株式会社ネットプロテクションズ 取締役

- (注) 1. 藤沢久美氏の戸籍上の氏名は、角田久美です。
2. 佐藤有紀氏の戸籍上の氏名は、砂田有紀です。
3. 市川雄介氏の戸籍上の氏名は、小坂雄介です。
4. 取締役藤沢久美氏、江尻裕一氏及び永井良二氏、並びに監査等委員である取締役中野功一氏、佐藤有紀氏、石井隆一氏、及び市川雄介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
5. 当社は、藤沢久美氏、江尻裕一氏、中野功一氏、佐藤有紀氏、及び石井隆一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
7. 監査等委員である取締役のうち、中野功一氏、佐藤有紀氏、及び市川雄介氏の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであり、石井隆一氏の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
8. 当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査等委員を選定しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社、当社子会社等である株式会社ネットプロテクションズ、恩沛科技股份有限公司、Công ty TNHH Net Protections Vietnam、及び株式会社NPファイナンスの役員（取締役、監査役、董事、監察人、General Director等）全員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

④ 取締役の報酬等

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

A. 決定方針の決定の方法

当社は、2022年5月30日開催の当社取締役会において、下記Bの通り取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議しました。

なお、2025年5月29日開催の当社取締役会において、2025年6月27日開催の当社第7期定時株主総会において第3号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件）及び第4号議案（取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定、及び取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績条件付株式報酬制度に係る報酬決定の件）が原案通り承認可決されることを条件として、決定方針を改定する決議を行いました。当該改定後の決定方針については、下記Dをご参照ください。

B. 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、単に「取締役」という。）の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮した上で決定する。

常勤取締役の金銭報酬として、業績連動報酬等を毎月支給する。当該業績連動報酬等については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性及び客観性を高めるために「税引前利益」を業績指標の内容とし、その額については、各事業年度の連結税引前利益の目標値に対する達成度に応じて常勤取締役全員に支給する業績連動報酬等の総額を決定の上、その総額の範囲で、常勤取締役の個人別の報酬等として、役位別に定めた額と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給する。

常勤取締役に対し、非金銭報酬等である株式報酬として譲渡制限期間は退任時までとする譲渡制限付株式を付与する。各取締役に付与する数は、当社の業績・経営環境などを考慮しながら、役位に応じて取締役会の決議により決定する。

常勤取締役の報酬等は、役職別に定められた月額固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成し、適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる。また、非常勤取締役の報酬等は、月額固定報酬等のみとする。

取締役の個人別の報酬等の額については株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長に対し、各取締役に對して支払われる月額固定報酬等、業績連動報酬等、及び非金銭報酬等の具体的な額の決定を委任する。

C. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記Bの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めているため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

D. 改定後の決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、単に「取締役」という。）の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮した上で決定する。

常勤取締役の金銭報酬として、業績連動報酬等を毎月支給する。当該業績連動報酬等については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性及び客観性を高めるために「GMV」及び「税引前利益」を業績指標の内容とし、その額については、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度に応じて、常勤取締役の個人別の報酬等として、役位別に定めた額

と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給する。

取締役に対し、非金銭報酬等である株式報酬として譲渡制限期間を3年以上とする譲渡制限付株式を付与する。取締役が付与する数は、当社の業績・経営環境などを考慮しながら、役位に応じて取締役会の決議により決定する。

常勤取締役に対し、業績に連動する非金銭報酬等である株式報酬として、3事業年度以上の期間を業績評価期間として定め、当該業績評価期間における業績目標及び役位別の基準交付株式数を設定し、業績評価期間終了後に業績目標の達成度に応じ株式を交付し、一部を金銭で支給する。業績目標は、当社の株式の市場価格を示す指標（TSR等）を中心とし、売上高の状況を示す指標（GMV等）、利益の状況を示す指標（税引前当期純利益等）を組み合わせた指標とする。業績評価期間、業績目標及び役位別の基準交付株式数は、当社の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定する。

常勤取締役の報酬等は、役職別に定められた月額固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成し、適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる。また、非常勤取締役の報酬等は、月額固定報酬等、及び非金銭報酬等（業績に連動しないものに限る。）を適切な割合で組み合わせることにより、ガバナンスに支障を及ぼさない範囲で健全なインセンティブとして機能させる。

取締役の個人別の報酬等の額については株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長に対し、各取締役に対して支払われる月額固定報酬等及び業績連動報酬等、並びに非金銭報酬等の具体的な額の決定を委任する。

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2019年6月21日です。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、監査等委員は3名）です。決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を年額金2億円以内とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支払われる報酬の具体的な額の決定は取締役会に一任するもの、及び監査等委員である取締役に対する報酬額を年額金1億円以内とし、各監査等委員である取締役に対して支払われる報酬の具体的な額の決定は監査等委員である取締役の協議に一任するものです。

また、当該報酬枠とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2022年6月29日開催の定時株主総会において、年額12百万円以内、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、これにより発行又は処分される普通株式の総数は年24,000株以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、3名です。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2024年6月28日開催の取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定を代表取締役社長である柴田紳に一任しています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び経営状況を俯瞰しつつ、各取締役の職務内容・職位・貢献度等について適切かつ総合的な判断が可能であると判断しているためです。

なお、当社は取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、取締役（うち過半数は社外取締役）で構成される取締役会から独立した任意の指名・報酬委員会を設置しており、委任を受けた代表取締役社長が作成した報酬案について、指名・報酬委員会にて審議答申の上、株主総会決議の範囲内で最終的な報酬額等を代表取締役社長が決定することとしています。

エ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		月額固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	104,964 (12,000)	99,433 (12,000)	－ (－)	5,531 (－)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,200 (22,200)	22,200 (22,200)	－	－	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	127,164 (34,200)	121,633 (34,200)	－ (－)	5,531 (－)	11 (6)

(注) 1. 当社の取締役（常勤）の報酬については、固定報酬に加え業績を反映した業績連動報酬等及び非金銭報酬等である株式報酬によって構成されています。業績連動報酬等に係る指標は、会社業績との連動性を高め、かつ透明性及び客観性を高めるために「税引前利益」を適用しています。業績連動報酬等の額は、連結税引前利益の達成度に応じて業績連動報酬等の総額を決定し、役位別に定めた額と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給しています。なお、当事業年度を含む税引前利益の推移は「1. 当社グループの現況（1）当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載の通りです。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、非金銭報酬等である株式報酬として譲渡制限期間は退任時までとする譲渡制限付株式を付与し、各取締役に付与する数は、当会社の業績・経営環境などを考慮しながら、役位に応じて取締役会の決議により決定しています。なお、当事業年度において、当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に、2024年7月19日から退任時までを譲渡制限期間とするなどの条件により23,999株（金銭報酬債権の額4,799,800円）を付与しており、当事業年度における非金銭報酬等の金額は、上記表に記載の通りです。

オ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である藤沢久美は、株式会社国際社会経済研究所の理事長であり、株式会社しずおかフィナンシャルグループをはじめとした複数の会社での社外役員等を歴任しています。当社の取締役就任前において、当社子会社である株式会社ネットプロテクションズのアドバイザーリーボードとして経営顧問を務めていただいた実績はありますが、金額的にも僅少な取引であり、また当社取締役就任と同時に契約を解除していますので、現時点では本人及び当該法人等との間に人的関係、資本的関係、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役である江尻裕一は、株式会社yamanoha及び株式会社よぎともの代表取締役です。株式会社yamanohaと当社グループの間には営業取引関係がありますが、金額的に僅少な取引であり、株式会社yamanohaと当社グループの間にはその他に特別な利害関係はありませんので、本人及び当該法人等との間に人的関係、資本的関係、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役である永井良二は、リコーリース株式会社の執行役員BPO本部長です。同氏は当社及び当社グループにおいて業務執行取締役又は使用人となったことはありません。

社外取締役（監査等委員）である中野功一は、株式会社ネットプロテクションズ及び株式会社NPファイナンスの監査役です。同氏は当社及び当社グループにおいて、業務執行取締役又は使用人となったことはありません。

社外取締役（監査等委員）である佐藤有紀は、弁護士法人創・佐藤法律事務所所属の代表弁護士であり、トパーズ・リージョナル・パートナーズ株式会社をはじめとした複数の会社で社外役員を歴任しています。当社は、本人及び創・佐藤法律事務所を含めた兼務先の法人との人的関係、資本的関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である石井隆一は、クオントムリープ・グロース・イニシアティブ株式会社の代表取締役社長Co-Founderであり、アークシステムワークス株式会社をはじめとした複数の会社で社外役員等を歴任しています。当社は、本人及びクオントムリープ・グロース・イニシアティブ株式会社を含めた兼務先の法人との人的関係、資本的関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である市川雄介は、株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーであり、また株式会社ネットプロテクションズの非常勤取締役です。同氏は、過去に当社の監査等委員でない非常勤取締役でしたが、当社及び当社グループにおいて業務執行取締役となったことはありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 藤 沢 久 美	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席し、主に会社経営者及び複数の会社の社外役員等としての長年の経験と見識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で提言することで、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、2024年6月28日まで、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 江 尻 裕 一	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席し、グローバル事業経営に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 永 井 良 二	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席し、事業経営及び経営管理に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員) 中 野 功 一	2024年6月28日就任以来開催の10回の取締役会のうち10回に出席、また10回の監査等委員会のうち10回に出席し、経営管理及び監査に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、2024年6月28日の就任以来、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 (監査等委員) 佐 藤 有 紀	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席、また14回の監査等委員会のうち14回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識及び他社において監査役を歴任された経験を活かし、議案の審議に必要な法的な観点からの発言を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員) 石 井 隆 一	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席、また14回の監査等委員会のうち14回に出席し、上場会社経営に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 (監査等委員) 市 川 雄 介	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席、また14回の監査等委員会のうち14回に出席し、主に事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に 基づく報酬額	非監査業務に 基づく報酬額
当社	21	—
連結子会社	26	—
計	48	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、NP Taiwan, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。
4. 上記以外に、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査に係る追加報酬の額が2百万円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社はこれを株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する適切な利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営上の重要課題の一つとして位置づけています。

足元は、内部留保とのバランスを考慮したうえで、事業拡大と事業の効率化のために必要な投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。事業拡大によりキャッシュフローの創出が可能な体制になりつつありますので、将来的には、投資と資本効率の向上の最適なバランスを勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。

現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,540	流 動 負 債	46,249
現金及び現金同等物	17,039	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	38,940
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	32,810	借 入 金	4,766
営 業 貸 付 金	180	リ ー ス 負 債	262
棚 卸 資 産	28	そ の 他 の 金 融 負 債	9
そ の 他 の 流 動 資 産	481	未 払 法 人 所 得 税 等	780
非 流 動 資 産	20,307	引 当 金	33
有 形 固 定 資 産	686	従 業 員 給 付 に 係 る 負 債	556
の れ ん	11,608	そ の 他 の 流 動 負 債	899
そ の 他 の 無 形 資 産	4,886	非 流 動 負 債	5,368
そ の 他 の 金 融 資 産	958	借 入 金	4,984
繰 延 税 金 資 産	1,884	リ ー ス 負 債	270
そ の 他 の 非 流 動 資 産	282	引 当 金	112
資 産 合 計	70,848	負 債 合 計	51,618
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	4,213
		資 本 剰 余 金	14,275
		利 益 剰 余 金	544
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	136
		非 支 配 持 分	60
		資 本 合 計	19,229
		負 債 及 び 資 本 の 合 計	70,848

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

科 目					金 額
営	売	上	収	益	22,438
	そ	の	他	の	益
営	業	収	益	合	計
	営	業	費	用	益
税	金	融	収	益	129
	金	融	費	用	93
当	引	前	利	益	2,139
	法	人	所	得	税
当	期	利	益	の	帰
	当	期	利	益	の
当	親	会	社	の	所
	非	支	配	持	分
	期	利	益		

– 43 –

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,640	流 動 負 債	61
現 金 及 び 預 金	485	未 払 金	16
売 掛 金	146	未 払 法 人 税 等	26
前 払 費 用	4	預 り 金	4
前 渡 金	0	賞 与 引 当 金	3
未 収 入 金	2	株 主 優 待 引 当 金	3
短 期 貸 付 金	9,000	未 払 消 費 税 等	5
そ の 他	1	そ の 他	1
固 定 資 産	7,940	負 債 合 計	61
投 資 そ の 他 の 資 産	7,940	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	7,893	株 主 資 本	17,518
長 期 貸 付 金	3	資 本 金	4,213
繰 延 税 金 資 産	43	資 本 剰 余 金	13,132
資 産 合 計	17,581	資 本 準 備 金	78
		そ の 他 資 本 剰 余 金	13,054
		利 益 剰 余 金	172
		そ の 他 利 益 剰 余 金	172
		繰 越 利 益 剰 余 金	172
		新 株 予 約 権	1
		純 資 産 合 計	17,520
		負 債 純 資 産 合 計	17,581

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2024年4月 1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	255	
業 務 委 託 収 入	272	528
営 業 費 用		379
営 業 利 益		149
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	72	72
営 業 外 費 用		
営 業 外 支 払 手 数 料	1	
そ の 他	1	2
経 常 利 益		219
税 引 前 当 期 純 利 益		219
法 人 税 等	32	
法 人 税 等 調 整 額	35	68
当 期 純 利 益		150

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社ネットプロテクションズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福田 慶 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智啓一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ネットプロテクションズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関与して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について

て報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社ネットプロテクションズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福田 慶久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智啓一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら、会社の内部統制部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社 ネットプロテクションズホールディングス
監査等委員会

常勤監査等委員	中野 功一	㊞
---------	-------	---

監査等委員	佐藤 有紀	㊞
-------	-------	---

監査等委員	石井 隆一	㊞
-------	-------	---

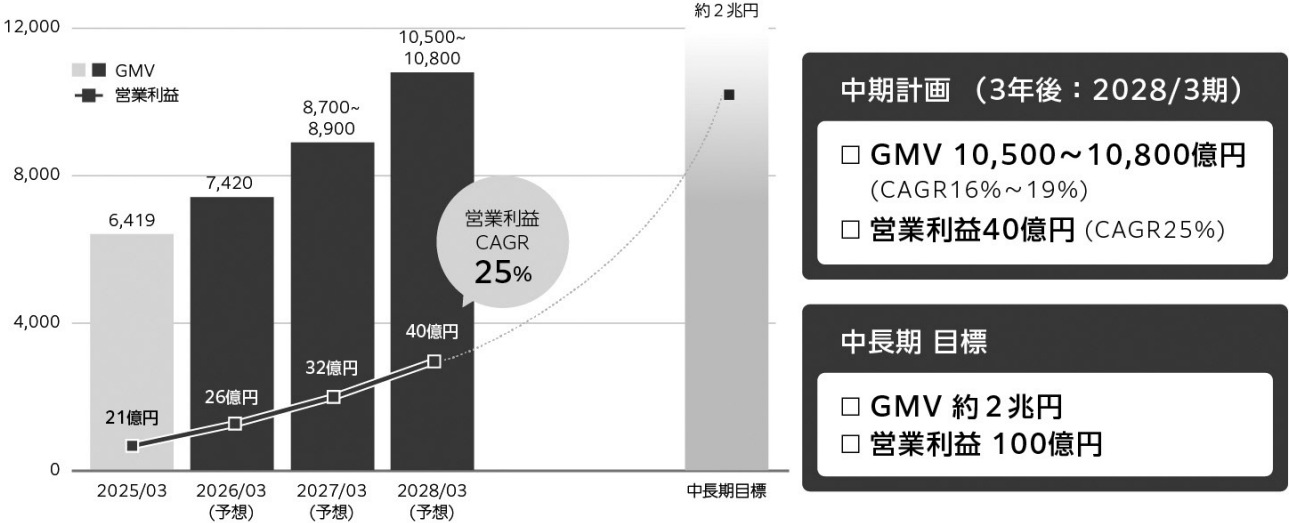
監査等委員	市川 雄介	㊞
-------	-------	---

監査等委員 中野功一、佐藤有紀、石井隆一、市川雄介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役です。

以 上

中期経営計画をローリング。「2026年3月期-2028年3月期」の計画を発表。

28/3期のGMV 1兆円超、営業利益40億円を計画。3ヵ年の営業利益CAGR（年平均成長率）は25%。



NP後払いは確立した利益創出体制を維持・継続させる。

NP掛け払いは連続的な大型加盟店獲得、その先はatoneの本格的な拡大を狙う。

	FY25/3	FY26/3 (予測)	FY27/3 (予測)	FY28/3 (予測)
		利益創出体制を維持・継続		
NP後払い	与信改善/ 延滞事務手数料加算開始	通販各社の自社後払いからの切り替えも継続的に狙う		
		大型加盟店獲得を進める		
NP掛け払い	マーケティング施策 認知度の向上と パイプライン生成	大手企業からの受注を本格的に狙い、GMV成長を続ける 70万社を超える買い手向けの金融サービスも強化する		
		機能とサービスの充実	使えるお店の拡充	ユーザー基盤の拡大
atone	加盟店と会員の獲得を 企図した施策を実施	新規施策を準備中。3カ年計画はオーガニック成長として策定		

定時株主総会会場ご案内図

— 会場

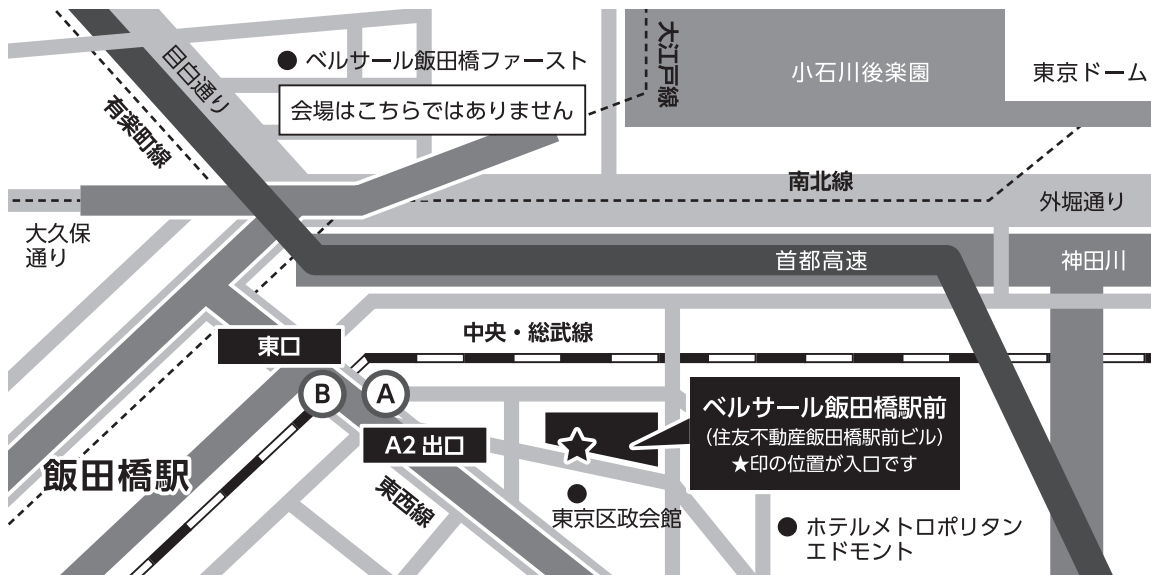
NY 102-0072

東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル1階

ベルサール飯田橋駅前

— アクセス

- ① 地下鉄 飯田橋駅 A2 出口徒歩 2 分
(東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、都営地下鉄大江戸線)
- ② JR 中央・総武線各駅停車 飯田橋駅 東口徒歩 3 分



- ・駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。